

<温室効果ガス排出量等報告制度>FAQ

Q	A
1 温室効果ガス排出量等報告制度の <u>目的</u> は何ですか。	<p>温室効果ガスの排出状況を市が迅速に把握し、その概要を公表するとともに、事業者の取組事例を市で紹介することで、事業者が行う温室効果ガスの排出抑制のための自主的な取組みを促進することです。</p> <p>また、市のホームページに掲載された取組事例が、他の事業者等の取組みにも展開されることも期待しています。</p>
2 報告書の <u>提出対象となる事業所の基準</u> は何ですか。	<p>国の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となっている市内の事業所です。</p> <p>具体的には、前年度における<u>原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上の市内の事業所</u>又は温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年における<u>排出量が3,000トン以上の市内の事業所</u>です。</p>
3 2017年度に開催された説明会では、 <u>日本経済団体連合会の低炭素社会実行計画に参加している場合に対象となるという説明があったが、参加していない場合も対象となりますか。</u>	<p>当初、2017年度の説明会では、千葉市地球温暖化対策実行計画 改定版に基づき、低炭素社会実行計画に参加している市内の事業者が含まれる業界の目標達成状況を確認することを目的としていたため、対象を低炭素社会実行計画に参加している事業者に限定していました。</p> <p>しかし、説明会后に、温室効果ガスの排出状況を市が迅速に把握し、その概要を公表すること、事業者の取組事例を市で紹介することで、事業者が行う温室効果ガスの排出抑制のための自主的な取組みを促進することを目的とした制度内容に変更したため、<u>低炭素社会実行計画の参加の有無に関わらず、国の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となっている市内の事業所を対象と</u>させていただくこととしました。</p>
4 対象となる場合、 <u>報告書の提出は義務ですか。罰則等がありますか。</u>	<p>対象となっている事業所の報告書の提出は任意です（本制度は法律・条例に基づくものではありません）。</p> <p>罰則や報告書を提出しないことによって不利益な取扱いを受けることはありませんが、本制度の趣旨をご理解いただき、可能な限り提出いただくようお願いいたします。</p>
5 千葉市地球温暖化対策実行計画 改定版では、低炭素社会実行計画に参加している事業者は、各業界の目標達成状況で点検評価することになっていると思うが、 <u>各事業所の温室効果ガス排出量や温室効果ガスの排出抑制のための取組事例を報告することは必要でしょうか。</u>	<p>千葉市地球温暖化対策実行計画 改定版では、低炭素社会実行計画に参加している事業者は、各業界の目標達成状況で点検評価することになっておりますが、<u>温室効果ガスの排出状況を市で把握するとともに、事業者が行う温室効果ガスの排出抑制のための自主的な取組みを促進するために、低炭素社会実行計画に参加している事業者についても、温室効果ガス排出量と温室効果ガスの排出抑制のための取組事例について報告をお願いします。</u></p>
6 <u>提出した報告書は公表されますか。</u>	<p>提出いただいた報告書は原則公表を行いませんが、<u>各事業所から提出された報告書をもとに、市で排出量等を取りまとめ、個別の事業所が分からない形で市のホームページで概要を公表する予定です。</u></p> <p>ただし、「温室効果ガスの排出抑制のための取組事例」について、公にすることを了承いただいている事業所分については、ご担当者様に確認したうえで、ホームページ等で紹介させていただくことがあります。</p> <p>「温室効果ガス排出量」については、公にすることを了承いただいているものについても、ホームページへの掲載を行う予定はありませんが、報告書記載内容の情報提供の希望者がいた場合等、必要に応じて公開することがあります。</p> <p>また、開示請求があった際は、千葉市情報公開条例に基づき、手続きを行うこととなります。</p>
7 <u>報告内容は、事業所の取組みだけですか。事業者全体や業界団体での取組みを記載してもいいですか。</u>	<p><u>事業者全体や業界団体の目標達成のために、当該事業所等で取り組んでいることについても記載することも可能です。</u>なお、報告書の記載にあたっては、取組みの主体が分かるように記載するようにしてください。</p>